

イギリスにおけるグレゴリウス

改革と国家観の世俗化

—Theocratic Monarchy から Secular Monarchy へ—

鈴木利章

【要約】中世前期の国家理念では、俗人教育の低さから、いさおい聖職者への依存度がまし、聖俗の協力関係を強調する神政君主制理念が圧倒的であった。イギリスでは、ウィリアム一世がその代表であろう。しかし、グレゴリウス改革を契機にして、従来の国家理念に対する疑問が提出されるようになった。つまり、世俗君主権は神には由来せずとして、神政君主制理念を破壊してしまった。このような教皇庁からの挑戦に対し、ウィリアム二世、ヘンリー一世の時代には、従前のごとく神政君主制理念の再確認が力説されたが、この時代よりみられる北仏での俗人教育の開始、俗人役人の出現、ヘンリー二世の君主国の確立などをその歴史的背景として、国家観の世俗化、つまり、君主権は神に由来することを前提にしながらも、国家活動自体のなかに国家存続の基礎をみいだすアリストテレス的国家観への移行がみいだせる(例 財務府長官R・フィッニゲル、ジャスティシアR・グランヴェイル、思想家ジョン・オヴ・ソールズベリー)。このようにして宗教的社会、つまり中世が、もっとも宗教的な事件グレゴリウス改革を契機にして世俗化していったことを跡づけた。

史林 四九巻五号 一九六六年九月

はしがき

「十一世紀まで、俗人で教育をうけたものはいなかった。

また俗人一般への教育もなかったし、どんな教育にせよ、それは聖職者の手にあり、ほとんど、いな、全くといって

よいほど聖職者の利益のためのみであった。国王や皇帝の書記局(chancery)にしても、公職にしても、俗人ではな

く、聖職者によってにぎられていたのであった。^①これは W・ウルマンの言葉であるが、これをまつまでもなく、俗人文盲率が高い関係上、初期中世の王国行政には、宗教学

の参加が多く、したがって政治思想も、キリストに収斂する宗教色豊かなものとならざるを得なかった^②。このラテン・キリスト教世界は、神によって創られ、かつ統治されるひとつの共同体をなしていると考えられていた^③。この共同体の構成要素、つまり教界と俗界のうち、教界はもちろんのこと、俗界もキリスト教理念に影響されねばならなかったし、国家も、キリスト教国家でなければならなかった^④。本来ならば、ローマ教会が、ローマ帝国にかわって神政政治の政治機構を造り、平和秩序を回復しなければならなかったが、現実においては、教会にはそれだけの実力がなく、

国王を、キリスト教化し、神の恩寵による国王 (*rex gratia Dei*) とし、戴冠式には塗油という儀式を導入し、国家自体のキリスト教化、それを基礎にした国家と教会の協力、相互依存関係、を樹立した。つまり、国王は、神から特別の使命が与えられ、したがって、国王のなかには、神の支配意志が作用している。もちろんこの理論の根拠には聖書があった^⑤。この国王の神性を象徴するために、教会は、国王の聖職叙任の儀式を考慮しなければならず、この儀式において、国王は、神の召使、司教を通じて神の権威の一部

を与えられるようになった。その結果、国王は普通の俗人とは異なり、つねに勤勉な教会の保護者でなければならなかった。宗教会議を召集し、その司会をつとめたり、教会を建立したり、僧会の聖堂参事会員の位を持つたり、教会の行政にタッチしたり、司教、修道院長を任命したりする、神政君主制 (*theocratic monarchy, royal theocracy*) の理念が創り出された^⑥。もちろん聖職者自身も王国の行政に参加したのである。

この理念が、歴史上あらわれるのは、六世紀後半のロンバルド族や七世紀のアングロ・サクソンにおいてであるが、真の意味での教界と俗界の連合は、聖ポニファティウスを仲介とした七五一年のピピン三世の即位、ないしは七五四年教皇ステファヌス三世によるピピンの塗油であった^⑦。このようにして実現された神政君主制の理念は、カール大帝の帝国をへて、神聖ローマ帝国のオット諸帝、ハインリヒ三世、さらには、アングロ・ノルマン王朝の征服王のもとで、理想的段階に達したのであった。

R・F・ベネットによれば、教界と俗界との関係には三種あるという。一 現世より逃避する禁欲的立場、二 聖

職者のみにより、現世の教化を行う聖職尊重の立場、三聖職者が従属している神性王権の活動を通じて現世教化をする神政君主制の立場がそれである。中世初期よりグレゴリウス改革（叙任権闘争）の頃までは、さきの第三の立場が優位を始めていたのであるが、グレゴリウス七世の教皇就任を契機として、第三の立場は最終的に否定され、第二の聖職者のみによる現世教化の立場が強調されるにいたる。その結果、従来支配的であった国家・教会関係が破壊され、国王の神性が否定されるにたった。そして国王の支配は、悪そのものとみなされるまでになった。^⑩これに対して、王国側も防戦をはじめ、ここに両者の戦がはじまるのである。

このグレゴリウス改革中、防戦にまわった国王などの世俗君主側より、王国の体制の整備という現象をバックボーンとして、キリスト教的共同体という枠をつきやぶり、神学的証明の彼岸にある国家、つまり世俗的國家の理念が生れてくるのである。そしてついには、この理念は、自己自身の法律で生き、独立的、自給自足的、自治的な市民団体としての国家 (state) であるアリストテレスの國家観の導入を通じてますます促進されることになる。^⑪

本稿においては、比較的早くから王国的まとまりをみせ、十一世紀後半において王国的統一を完成させたイギリスを例にとり、国内における役人体制の整備にもとづく王国機構の安定化、ならびに、学校の成立による修道院の教育独占の喪失、そして俗人の役人の出現などを背景におきつつ、神政君主制理念に洗礼されていたイギリス王権が、グレゴリウス改革を契機として、自己の存在の理論的基礎をまだ神政君主制におきつつも、しだいに、世俗的部分を拡大し、ヨーロッパ最初の世俗君主制 (secular monarchy) に脱皮していく過程をえがくつもりである。

⑩ W. Ullmann, *A History of Political Thought: The Middle Ages*, 1965, pp. 13-14.

⑪ *Ibid.*, p. 130; Ditto, *The Relevance of med. Ecol. History*, 1966, pp. 11, 16. 八世紀から十一世紀まで、国王側でたゞ一人の著作家もあらわれなかった。

⑫ Otto Gierke, *Political Thought of the Middle Ages*, trans. by F. W. Maitland, p. 10 and p. 103, N. 7. キールと注にそれぞれ、八二九年ウォルムステリアの會議で司教は *Universalis sanctae ecclesiae Dei unum corpus manifeste esse credatur eiusque caput Christus*. したがって原則で國家と教會は同一のキリシトである。その後、この原則は *Jonas of Orleans* (ob. 813), *Agobard of Lyons* (ob. 842), *Hinkmar of Reims* (ob. 882) などに Gregorius

七世（一〇七三）などの高級聖職者により繰返されている。
 ④ G. バクラフ・前川貞次郎・兼岩正夫訳『転換期の歴史』昭三十三
 九、二〇三頁。

⑤ 蠟山政道『比較政治機構』岩波全書、二二頁。

⑥ ヨハネ福音書 十九章十一とパウロのローマ人への手紙 十三章一。

⑦ G. Tellenbach, Church, State and Christian Society at the
 Time of the Investiture Contest, trans. by R. F. Bennett,
 pp. 56-60, 69; L. C. Wanstass, Cottell's History of Political

Thought, 1953, p. 109; 堀豊彦『中世紀の政治学』昭十七、二四頁。

⑧ W. Ullmann, A History, pp. 54-65; N. Cantor, Medieval
 History, pp. 199-249.

⑨ 増田四郎『西洋中世世界の成立』岩波全書、二四〇頁。

⑩ R. F. Bennett, The Introduction to "G. Tellenbach, church
 State and Christian Society", p. xi.

⑪ Ibid., pp. xi-xiv: なお、初期中世の神政政治から、叙任権闘争
 によるその崩壊までを要領よくまとめたものに、早川良弥「俗権と教
 権」『世界歴史』三二）がある。

⑫ W. Ullmann, A History, pp. 17; Ditto, Relevance, pp. 31-3.

一 グレゴリウス改革（叙任権闘争）

ウィリアム一世とランフランク

一〇六六年ウィリアム征服王により席巻されて以後、イ
 ギリスでは、当時の西ヨーロッパで最もまとまりのある君
 主制國家が創り出された。國王をその頂点におき、中央に

おいては、聖職者がしめる chancellor（書記局長）^① をは
 じめとして、世俗有力諸候がもつ stewards や constables
 などの役人をおき、^② 地方においては、シャイア（州）、ハ
 ンドレッド（郡）の制度を前王朝から受けついで、全国的
 規模の行政機構を整備した。

征服王当時においては、この中央・地方の行政官には、
 専門的役人が就任するというよりはむしろ、國王の直属受
 封者（tenant-in-chief）などのバロン層がなり、その貴族
 的性格の強かったことが指摘されている。^③

しかし、当時の俗人の教養程度をみれば、バロン層内の
 文盲率は（当時の公文書は、主としてラテン語で書かれて
 いるために、ラテン語が読めるかどうか、また書けるかど
 うかの能力で、文盲が判断された）^④ おどろくほど高く、^⑤ か
 れら俗人は、ラテン語の公文書を主体とした当時の行政活
 動には全く不向きであった。とくに、行政活動のかなめの
 ひとつであり、重要な機関である書記局の役人は、俗人で
 は役立たず、ここに聖職者、とくに教育を独占した修道士
 の活躍の場が提供された。つまり、この書記局は、チャー
 タの作製、法令の写しの作製など、國王行政の中心をなし、^⑥

文盲ではとうてい務まらず、主として royal chaplain が中心となつてこの事務を行つていった。当時の教育エリート、つまり聖職者階級と世俗君主のこのような結びつきこそ、当時の国家理念を規定する重要な前提となつた。さらに、ウィリアム一世の場合、カンタベリー大司教ランフランクをはじめとして、国王の側近に有力聖職者がおり、これらは、国家の首脳として最高の政治的決定に参加しつつ、したがって国家理念も、征服王と同じ神政君主制の信奉者であつた。このことは、征服王にとつてたいへん都合のよいことである。また軍事的にみても、教界の軍隊に占める割合は無視されるものではなく、君主と教界の相互依存関係は、国家理念の問題を考へる場合、特筆すべきことといえよう。このような国家と教会との相互依存関係は、俗人文盲率の高い中世前半期にあつては、必然的なものともいえようし、またこのような教界と俗界との均衡関係、初期中世のこの均衡を前提として、神政君主制の理念が、完成しつつ維持されてきたのである。

このような時に、一〇七三年より始まつたグレゴリウス改革の波がイギリスにも襲つてきた。この改革に対する征

服王の態度は、七六年のウィンチェスターの宗教会議、八〇年の教皇への忠誠拒否などからうかがえる。つぎにそれを検討しよう。なおイギリスにおけるグレゴリウス改革の研究は意外に少く、今後の研究にまたねばならぬ。

結論をさきへのれば、征服王は、グレゴリウス七世の教皇就任とともに始まつたグレゴリウス改革の嵐に抗して、自己の教会支配を貫徹するとともに、神政君主制理念の保護に成功したのであつたといえよう。つまり、神政君主制理念にもとづき、hierocratic doctrine (教権制的教義) に対抗し、ノルマン王朝の安定をはかつたのである。このような対抗を可能にした原因として、第一には、グレゴリウス七世が、ドイツ皇帝とのグレゴリウス改革に専念しすぎ、イギリスの場合を二次的に考へていたことが挙げられる。第二には、さきに簡単にふれておいたように、俗人の文盲率の高さ↓聖職者の役人化↓教界と俗界の均衡↓グレゴリウス改革はこれを破るものであるが―という聖職者階級(理念論争の主体者でもある)と君主側の利害の堅固な一致相互依存関係にもとづいていたといえるとともに、さらに、ドイツの場合とは異なり、第三には、宗教領主、

つまり司教や修道院長の封建体制内への導入が完成していたことにもよるのである。つまり、征服王は、公爵時代の体制、ならびにアングロ・サクソン末期の政治思想を支配した神政君主制の理念を採用し、自己の地位を強化しつつ、教界を自己の体制内にとどめておくことに成功していた。

グレゴリウス改革の推進主体である教皇を承認するにしても、また教皇の書簡をうけとるにしても、教皇使節の入国に関しても、すべて国王ウィリアム征服王の許可が必要とされた。このようにして、イギリス国内における聖職者と教皇との接触を切断了のである。もちろんこの規則だけで十分であったとはいえないのである。なんとすれば、イギリスのグレゴリウス改革は、アンセルムによって、このような禁制を破ることにより始まったからである。したがって、第四には、改革の嵐がイギリスを襲うさいに、教皇の指令が最初に入る窓口、カンタベリー大司教の態度いかに決定的な影響力を持っていた。征服王が、教権制的な教義に対し無傷でいられたのは、カンタベリー大司教ランフランクが、神政君主制理念を強く支持していたからである。つまりかれのグレゴリウス改革への反対があったから

である。ランフランクは、イタリア出身の神学者・法律学者であり、ベネディクト派によって導入され、クリュニー派により強化された伝統的な國家・教会関係を維持しようと努めた。かれは、十一世紀における非グレゴリウスの改良派という立場に属していた^⑩。したがって、かれは、教皇の招きには応じず、非グレゴリウスの主張を高唱してゆき、グレゴリウス改革渡英を阻止したのである。このような征服王とカンタベリー大司教ランフランクとの協力、相互依存関係、大司教による伝統的王権理念の支持をつうじて、君主と教界との協力関係は、当時のドイツとは異なり、理想的なものに近かった。これらの理由のほかに、第五としてドイツの場合には、オット諸帝の時にみられたのだが、国王と司教ないし修道院長との間に、封建関係以外の特別な紐帯があったことも挙げられよう。つまり、この紐帯とは、司教と修道院長の多くは、かつて国王の書記局につとめていた聖職者であり、そこでの、国王への献身の報奨として、司教職ないし修道院長の職を与えられたことから生じた個人的関係である。したがって、国王とこれら聖職者の結びつきは、想像以上に堅いものであった。このような

現象は、カヌートの統治時代にまでさかのぼり、ウィリアム二世の時代までつづいた^③。征服王時代の多数の高級聖職者は、かつては書記局の役人^④であり、また一〇八九年より一〇九年までの間では、十六人の司教のうち二人だけが、国家行政に従事せず、ほかはすべて有経験者であった^⑤。

このように、国王と聖職者間の堅固な結合、一封建関係、国王書記官→司教任命など五つほどの現象を前提とし、イギリス宗教界の指導者ランフランクによる神政君主制理念の主張、グレゴリウスの主唱する教権制的教義への反撥などから、少くとも征服王当時には、グレゴリウス改革の波は、イギリスに打よせてこなかったのである。グレゴリウス大教皇により主張された神政君主制、神の恩寵による国王 (Rex gratia Dei) の理想は、この征服王の時には、まだ無傷であった。

① この書記局長が何時創られたのであるのか且下論争があり解決はされていない。なお確実なことは、一〇六八年 Herlast がはじめに chancellor と呼ばれていることである。この前任者 Regensbald なる人物がいるが、この人物が、エドワード懺悔王時代に chancellor であったかどうか確証はない。(S. B. Chrimes, An Introduction to the Administrative History of Medieval England, pp. 24-25)。J. H. ラウンドは、ドウームズデイ・ブック F. 180 b の

“Reinbaldus canceller tennit T. R. E.” や 後の写本だけ “Waltham charter” Regensbald が regis cancellarius として署名してゐるのを根拠として、エドワード懺悔王時代にたつた cancellor がいたと主張する (J. H. Round, “The Officers of Edward the Confessor”, E. H. R., 1904, p. 92)。また R. R. ターリントンがノルマン人の説き支持してゐるが (R. R. Darlington, The Norman Conquest, 1963, p. 6)。ラウンドもあつた史料が確実とは見え、エドワード懺悔王時代の結論はひかえた方が無難である。

② これらの官職は、Earl には与えられず、また権力分散のため複数任命もあつた。G. H. White, “The Household of the Norman Kings”, T. R. H. S., Vol. V, 1948.

③ E. A. Jolliffe, The Constitutional History of Medieval England, 1937, p. 179 and pp. 181-2; 佐藤伊久男『イギリス封建制の発達過程における政治的権力構造』『史学雑誌』七四・四号、一六七一、特に一七頁の表。これには、州長官(シヤリフ)が、ノルマン人に占められたことが明らかになる。W. A. Morris, “The Office of Sheriff in the Early Norman Period”, E. H. R., xxxiii, pp. 145-175.

④ S. B. Chrimes, English Constitutional History, 1948, 川北洋太郎・小松茂夫・杉原泰雄訳『イギリス憲法史』日本評論社、九三頁。V. H. Galbraith, The Literacy of Medieval English Kings, Proceedings of British Academy, 1935 Vol. XXI, p. 4.

⑤ V. H. Galbraith, op. cit., p. 3, N. 1. これによれば、ノルマン語の読み書きができる貴族は “The clerk” とあつた名で呼ばれ、Ralph Ceroy, Roger of Montgomery の第五子 Philip, Robert de Grandmesnil など若干名を数えるにすぎない。国王ウィリアム一世、二世も御多分にもれず、文盲であるといわれている。国王に関

じつは、次のクローリー一世の時よりこの状態がかわっていった。W. Ullmann, *A History of Political Thought: The Middle Ages*, pp. 13-14; Richard Fitz Nigel, *Dialogus de Scaccario*, Intro. and trans. by C. Johnson, p. xliiv.

⑥ H. W. C. Davis, *Regesta Regum Anglo-Normannorum, 1066-1154*, Vol. I, *Regesta Willelmi Conquestoris et Willelmi Rufi, 1066-1100*, Introduction, p. xi.

⑦ G. B. Adams, *Council and Courts in Anglo-Norman England*, 1st ed. 1926, 1965, pp. 36-39, Note C: *Composition of the Curia Regis*. これは(一〇八六年)裁判のために集った有力者の集会であるが、これによれば、この会議に出席したものは、国王の二人の息子、二人の司教、八人の司教、三人の伯爵、十八人のバロン(この内二人は役じき、Endo Dapifer, Robert Dispensator)、二人の修道院長、三人の修道士、六人の俗人である。

⑧ J. H. Round, *Feudal England*, 1964, pp. 199-200; Dom David Knowles, *The Monastic Order in England*, 940-1216, 1936, pp. 607-612, Appendix, VI, pp. 702-704, Round の計算によれば、宗教領主は七八四人の騎士を提供した(p. 201)。

⑨ この簡単にイギリスにおけるグレゴリウス改革研究史をめぐりかえりておこう。まず第一に気すべしとは、ノルマン征服研究に比して、その中心は多少このことである。基本的かつ開拓的研究は、半世紀ほど前にもなされた H. Böhmner, *Kirche und Staat in England und in der Normandie in XI und XII Jahrhundert*, 1899 である。この以後、本格的な研究は、Z. N. Brook, D. Knowles, R. W. Southern, C. N. L. Brooke の諸研究、Z. N. Brook, *The English Church and the Papacy*, 1931; D. Knowles, *The Monastic Order in England*, 1940; R. W.

Southern, "St Anselm and his English Pupils", *Medieval and Renaissance Studies* I, 1941; Ditto, "Lanfranc and Berengar of Tours", *Studies presented to F. M. Powicke* 1948; Ditto "St Anselm and Gilbert, Abbot of Westminster, M. and R. Studies, II, 1954; C. N. L. Brooke, "Gregorian Reform in Action. Clerical Marriage in England 1050-1200", *Sylvia Thrupp, Change in Medieval Society*, 1964, 所収; Ditto, *Marrried men among the English higher clergy, 1066-1200*, *Cambridge Historical Journal*, XII, 1956, 所収である。また史料としては、*Regesta Regum Anglo-Normannorum*, I (1066-1100, Davis), II (1100-1135, Johnson and Cronne); W. Holzmänn, *Papsturkunden in England*, 3 Vols, 1930-52; F. Schmitt, *S. Anselmi Opera Omnia*, 5 Vols, 1946-1951 を挙げられる。なお最近のイギリスにおけるグレゴリウス改革の研究として、N. F. Cantor, *Church, Kingship and Lay Investiture in England 1089-1135*, 1958; Ditto, "The Crisis of Western Monasticism, 1050-1130", *Am. H. R. Vol. 66*, 1960-1, 所収である。これは論議的研究として注目すべき。また A. L. Poole, *From Domesday Book to Magna Carta 1087-1216*, 1955, pp. 167-196 を参照せよ。

⑩ H. R. Loyn, "The King and the Structure of Society in late Anglo-Saxon England", *History*, Vol. 42, 1957, pp. 92-93; N. Cantor, *Church, Kingship*, p. 30; Ditto, *Medieval History*, p. 339; Lvin L. Schucking, "The Ideal of Kingship in Beowulf", pp. 35-49, *An Anthology of Beowulf Criticism*, 1963, 所収。この E. H. Carr の説教が、エドワード・グレンウィッチの神政君主制の理念が典型的を示唆せよ。

① N. Cantor, Church, Kingship, p. 30.

② H. W. Klewitz, Königum, Hofkapelle und Domkapitel in 10 und 11 Jahrhundert, 1960 参照。早川良弥「一〇・一一世紀の帝国教会政策」西洋中説書会第十三回春季大会発表。

③ Davis, Regesta, Vol. I, Introduction, pp. xi—xxi; R. W. Southern, "Ranulf Flambard and Early Anglo-Norman Administration", T. R. H. S., 1933, Vol. xvi, p. 116; N. Cantor, Church, Kingship, p. 33, N. 102.

④ N. Cantor, Church, p. 33, N. 102; C. H. White, "The Household of the Norman Kings", T. R. H. S., 1941, pp. 131, 135; H. Loyn, The Norman Conquest, 1965, p. 156.

ウィリアム二世と聖アンセルム(グレゴリウス改革の開始)

しかし、この神政君主制理念に裏打された教界と俗界との友好関係も、一〇八九年カンタベリー大司教ランフランクの死をもって、危機にさらされることになった。これを転機として、教権制的な教義が、神政君主制の理念に攻撃をかけ、アングロ・ノルマン王朝の国家・教界関係に水をさすようになった。

ここで、この教権制的教義について一言ふれておきたい。

これは一口にいえば、世界支配をめざす教皇が、教皇権は、聖ピーターを媒介とし神と直結していることを根拠にして

教皇至上権を強調し、これにともなって、国王権は、悪魔に通ずるとして王権の神性を否定することにより、神政君主制の理念をも否定しきったのである。①グレゴリウス七世によって発表された *dictatus papae* によれば、ローマ教会は、神により建設されたものであり、教皇座は普遍的権威を持ち、聖職者の任免は、教皇のみが行いいうとした。

さらに国家・教界関係については、教皇はコンスタンチヌス大帝の真の後継者であり、教皇は皇帝を免ずる権利を持つとし教皇至上権を主張した。②ヘルマン・フォン・メッツへの書簡によれば、国王権は、人殺しにより創りだされたものであるとされ、国王権の神性は否定されている。③さらに、教皇側は、自らの秩序を、神—ペテロ—教皇として基礎づけ、自らを "vicarius Dei", "imago Dei" と称し、皇帝には、この称号の使用を禁じ、vicarius papae の称号しか許さなかった。もちろん、皇帝側はこれには反対している。④このように一環して、グレゴリウス改革派は、神政君主制の理念を否定していったのである。

さて、イギリスにおけるグレゴリウス改革は、一〇九三年カンタベリー大司教に聖アンセルムが就任した時にはじ

まる。かれは、就任当初、イギリスにおける伝統的形式にしたがい、国王を自分の封建領主としてみとめていた。^⑤しかし彼は、ハロルド・ゴッドウィンソンの娘 Gunnilder への書簡の中で、『この世の榮譽とはなんですか。あなたが愛しているこの世の榮譽とはなんですか。あなたは、国王と王妃の娘ですが、両親はどこにいますか。かれらは虫けらであり、ごみではないのですか』として、国王からいかなる尊厳をも剥奪してしまう思想の持主でもあった。^⑥つまりグレゴリウス改革の線に沿った思考をしていたのであり、両者の反目は時間の問題であったといえよう。

まず聖アンセルムとウィリアム二世との間の対立の発端は、カンタベリー大司教区の封建的性格にもとめられる。

イギリスでは古くから大司教に任命されたものは、封土を相続したものと同じように、王に一種の相続税を納める慣習になっていた。しかしこの慣習は、ともすれば、聖職売買罪（シモニア）のようにみられていたので、貢納の型をとるようになっていた。両者の不和は、この貢納に端を發するのである。このような慣習にもとづいてウィリアム二世は、アンセルムに大司教叙任に対する貢納を要求した。

しかし聖アンセルムは、シモニアになることをおそれ、ウィリアムの期待に反して、少額五百ポンドを献呈したにすぎなかった。国王はこれを返却、アンセルムは安堵。ここから両者の不和がはじまった。^⑦

このようにして始まった聖アンセルムとウィリアム二世の衝突が表面化したのは、一〇九五年二月ロッキンガム会議であった。しかもこの会議で、全世俗領主に対する教皇権の絶対優位というグレゴリウス改革の基本理念が導入された。^⑧国王側には、William of St. Calais (bishop of Durham) を頂点とする curialist bishops が、アンセルム派には、Gundulf (bishop of Rochester), Ralph Luffa (Bishop of Chichester), Wulfstan (Bishop of Worcester) が、それぞれ自己の立場を主張した。国王側は、塗油された国王、神の恩寵による君王を認めるのに対し、アンセルムは、国家・教会関係に関してセラシウス^⑨の見解を發表し、これに対抗した。

しかしながら国王側は、強引に自己の立場を守り、この結果、一〇九七年十月、アンセルムの大陸亡命となる。

このように、強引にウィリアム二世が、自己の教会支配

を守り得たのは、聖職領主を封建的紐帯の中に入れて、がちりちりと彼らをつかまえてつづげたり、国王の書記官を司教に任命したりして、強引に神政君主制理念を強化し、父の政策をひきついでたからであった。もちろん、司教たちも、国王ルーフスに、神政君主制の理想を強制している。^⑩

しかし、ウィリアム二世時代には、注意すべき現象があらわれた。父の時代とは異ったもので、世俗役人の活躍がそれである。後に、この傾向が増加することにより、国家の世俗化、ひいては、国家理念自体の世俗化を可能にするひとつの前提となるので、ここでこの動きに注目しておきたい。この世俗役人の活動のなかでもなんといっても、これの筆頭は、Ranulf Flambard であろう。かれは、ウィリアム一世の書記局で、国璽の管理者として出発し、国王の役人として、国王に献身的に奉仕し、ついに、*maximum executor voluntatis regiae* となり、*justiciar* に近い地位にまで昇り、ウィンチェスターの出納所 (*treasury*) を基盤にして活躍し、最後には、ダラム司教にまでなった人物である。ウィリアム二世は、このフラムバードを筆頭とする一群の専門的役人にとりかこまれていたのである。^⑪

この傾向は、グレゴリウス改革のドイツにおける破滅的狀態を考慮して、国家の役人のなかにおける聖職者の要素を拭いさうとした国王の意志を反映しているといえるだろう。以上のことからうかがえるように、ウィリアム二世は、専門的役人を採用することなどにより、とにかくグレゴリウス改革の波を切りぬけたのである。これには、教皇ウルバヌス二世のグレゴリウス改革にたいする消極的な態度もあずかって力があつたこともつけ加えておく。

- ① W. Ullmann, *A History of Political Thought: The Middle Ages*, pp. 100-129. 石原謙『基督教史』岩波全書 一七三頁、マイン 伝十六章十八が根拠。L. C. Wauless, *op. cit.*, pp. 113 ff.
- ② N. Cantor, *Medieval History*, 1963, pp. 314 ff.
- ③ *Ibid.*, p. 316.
- ④ Fritz Schulz, *Bracton on Kingship*, E. H. R., Vol. LX, 1945, p. 148.
- ⑤ N. Cantor, *Church, Kingship*, p. 62, N. 99, "Illi igitur, more et exemplo praedecessoris sui inductus, pro usu terrae homo regis factus est".
- ⑥ *Ibid.*, p. 68, N. 125, "Quid est gloria mundi? quid est quod amas? Filia regis et reginae iusti. Ubi sunt? Vermes et pulvis sunt".
- ⑦ 聖アンセルムス・長沢信寿訳『プロスロギオン』岩波文庫、昭十七年、一六三・四頁。

② 前掲書 一六五頁。N. Cantor, *Church, Kingship*, pp. 79-87.

③ N. Cantor, *Church, Kingship*, p. 82, N. 194 and N. 196.

④ *Ibid.*, p. 33, N. 102; Hervey (Bangor 1092, Ely 1109)-royal clerk; Robert Bloet (Lincoln, 1094)-chancellor; Gerard (Hereford 1094, York 1101)-chancellor; Samson (Worcester, 1096)-royal chaplain; Ranulf Flambarud (Durham, 1099); William Warelust (Exeter, 1107)-royal chaplain; Roger the royal larderer (Hereford, 1107)-reginae cancellarius; Regenhelm (Hereford, 1107)-chancellor; William Giffard (Winchester, 1107)-chancellor; Richard de Beaumes (London, 1108)-sheriff of Shropshire; Thomas (York, 1109)-royal chaplain; Herbert Losinga (Hereford-Norwich, 1091)-William I's chaplain; Ralph Luffa (Chichester, 1091) Rufus's "Justiciar" 一〇八九年—一〇九年までの十六人の司教の内十四人が、行政官—司教の道歩んだ。

⑤ N. Cantor, *Church, Kingship*, p. 49, N. 40. "Ude reor omnino esse iustum, ut David magni regis, quem mihi propius imitandum, irrefragaliter teneamus iudium". *Ordericus Vitalis Historiae Ecclesiasticae Libri Tredecim*, III, 275-6.

⑥ F. J. West, *The Justiciarship in England 1066-1232*, Cambridge Studies in Medieval Life and Thought, New Series; Vol. 12, 1966, pp. 11 f.; R. W. Southern, *Ranulf Flambarud*, pp. 98-128; F. Barlow, *The Feudal Kingdom of England 1042-1216*, 1955, pp. 152-3; S. B. Chrimes, *An Introduction to the Administrative History*, pp. 19-20; A. L. Poole, *From Domesday Book to Magna Carta*, 1955, pp. 170-1.

ヘンリー一世と聖アンセルム

ウィリアム二世の死去は、聖アンセルムの亡命中におこった事件であった。一一〇〇年ウィリアム二世にかわり、ヘンリー一世が即位したが、最初は、国王の即位や結婚問題などがからんで、国王とカンタベリー大司教の間は円滑にいくのである。しかし、司教叙任および王に対する忠誠の誓の問題をめぐって、再び両者の間に紛糾が起った。つまり、王は、カンタベリー大司教を含むすべての臣下を、あらためて叙任するといいたしたが、しかし、アンセルムは、これを認めることができないとして、両者の間に争が再燃した。このたびのローマ教皇は、パスカリス二世で、グレゴリウス七世の真の後継者であったため、教皇は聖アンセルムを支持し王の要求を拒絶した。ここに再びグレゴリウス改革の嵐がイギリスに入ってきたのである。つまり、強硬パスカリス二世は、諸般の事情よりヘンリー一世と事をかまえるのをさけた意向であったが、叙任の問題については強硬な態度をくずさず、ついには、ヘンリーの側近 Robert of Meulan, Gerard of York を破門をもって

おどかし、両者の闘争は頂点に達した。^①

もちろん、ヘンリー側も、アングロ・サクソン王家との連続、ノルマン王権の古さなどを主張し、神政君主制の理念を確認して、自己の立場を守った。^②

しかし、この難局も、聖アンセルム側とヘンリー側、さらには教皇の思惑がからみあい、急転直下解決の方向へと進んでいった。つまり、アンセルムは第二回目の追放につかれ、帰還をねがい、大司教の務めをはたしたいと願う。

他方、ヘンリーは、教会と友好関係を確立し、ノルマンディー征服に全力を投入したと思つたし、教皇の方も、ヘンリー一世をコンスタンチノーブルの十字軍への参加を含みとしつつ、一一〇五年、妥協点がみいだされた。すなわち、国王は叙任権を放棄するが、司教も他の臣下と同じように忠誠の誓いをし、封建臣下であることを確認するという線がこれである。そして、これにもとづき、一一〇七年八月国家と教会との政教条約(コンコルダート)が結ばれ、イギリスにおける叙任権闘争は終つた。^③

以上、グレゴリウス改革について略述してきたが、ドイツにくらべて、その期間が大変短いのに気がつく。しかし、

その与えた影響は、イギリス史にとって、無視できないものであったゆえに、つきにはその影響についてのべよう。

グレゴリウス改革の影響でまず第一に挙げなければならぬことは、国家理念についての考え方の変化であろう。

これまでの神政君主制理念を否定する型で、国王の神性を認めなかった教権制的教義に対して、第二、三節でそれぞれ詳細に論ずるが、二つの対応の仕方があった。このひとつは、一度否定された神政君主制を再び確認して、こうという動きであった。これは、古いものの再確認であり、なら新しい方向を打ちだしたものではなかったが、新しい方向をみせたのが、第二の対応の仕方であろう。つまり、神性を否定された国家がそれ自体の存在をそのまま認めていく理念、いいかえれば国家理念の世俗化が、それであった。もちろん、これでもって完全に世俗化したというわけではない。神的なものと世俗的なものうち、後者に力点がうつつていったという意味であったが、これらのことは次節でのべるので、ここでは、後者に関連して、現実の行政組織上への影響についてのべておきたい。

グレゴリウス改革は、ウィリアム二世と同様、ヘンリー

一世をして、イギリスにおける君主制と教会との協力関係相互依存関係に対して暗黙の危機感を与えた^④。つまり、ドイッにおいてみられたように、教会勢力と教皇とが結びつき、王権を窮地に立たせる可能性があるために、ヘンリー一世は、*constitutio domus regis*^⑤に示され、かつその編纂が象徴している役人体制を整備するとともに、そのなかに、純粹な、職業的行政官の導入につとめた。行政機構のなかに修道士を使用するという父征服王の政策を変更して、そのかわりに世俗の書記を使用しはじめた^⑥。(これを可能にしたのは、教育の修道院による独占の喪失であるが、これは後述)。そして、その典型は、ヘンリー一世治世後半を完全に牛耳った Roger of Salisbury にみいだせるであろう^⑦。かれは、身分の低いノルマンの聖職者出身であったが、国王の行政官として、*royal steward*, *chancellor*, *bishop of Salisbury*, *justiciar* と国家の最高の要職につき、国王の主要助言者として、国家行政を動かした^⑧。もちろん名目的には教会人であるけれども、専門的な官僚として、国王の利益を徹底的に追求していったのである。

さらに、国王は、聖俗領主からの軍事負担への依存軽減

を目的として、『軍役代納金』の制度を拡張し、このかわりに傭兵を多数使用した。なお、この制度が効果的に働きるためには、エクステッカー (財務府) が成立していることが前提となるが、ヘンリー一世時代には、これが整備され、役人体制の中で占める位置を大きくしていったことはたしかである^⑩。若干の特許状にみえるこの役所の名前や、一一三〇年に、この役所の文書 *Pipe Rolls* が編纂されているなど、この組織の確立を示す史料があげられる^⑪。

また、この財務府の指導的な役人 *Treasurer* になったのが、ロジャ・オヴ・ソールズベリーの甥で、ラオン校 (*Laon*) に留学し教育をうけた *Nigel of Ey* であること^⑫、新しい型の役人として注目される。なおこの息 *Richard Fitz Nigel* は、『財務府対話篇』をあらわした *Treasurer* であることをつけ加えておく。そのほか、同じくラオン校で研究し各地を遍歴し、財務府における計算技術を発展させたと考えられる *Adelard* も、役人というよりはむしろ学者だが、注目してよからう^⑬。

これらニゲル・オヴ・イリヤアデラルドの例からも明らかのように、ヘンリー一世時代には、北仏を中心として、

cathedral school が隆盛となり、^⑧それまで修道院が持っていた教育の独占体制が破られてゆき、^⑨それにつれて、俗人のなかにおける文盲が、わずかではあるが減少し、ヨーロッパの君主制国家の行政組織の発展にみあう新しい種類の役人の供給源となっていたのである。したがって、この新しい学校―後に大学となるものもある―の発展は、人自体の世俗化の前提となるべき現象として銘記しておかなければならないのである。

これら学校教育のイギリス史に与えた影響をみれば、たとえば、William of Corbeil (カンタムリー大司教 一一三三―一三六) : Alexander (リンカン司教 一一三三―一四八) : Algar (クーターン司教 一一三三―一三五) : Nigel (イリ司教 一一三三―一六九) : Robert (エクシタ司教 一一三八―一五五) などは、北仏留学生として有名である。このうちの、アレキサンダーとニゲルは、前記ロジャ・オヴ・ソールズベリーの甥であり、かれにより派遣された人物である。^⑩そのほか、ヘンリー一世時代の書記局長 Ranulf の息子たちもラオン校に派遣されており、^⑪これら学校は、修道院による教育の独占を破り、新しい知的エリートの創出に大きく寄与したので

ある。中世初期の文盲状態よりみて国家が必然的に聖職者に依存しなければならぬ段階から、新しい方向への可能性を生みだしたものととして、この学校の出現は注目しなければならぬ。

これは、他方、シトー派修道院運動に代表される修道院自体の現実からの逃避とも関連していることにも注意しなければならぬ。つまり修道士の行政への参加を拒否していったことも、学校の出現とは、表裏の関係にあり、重要といえよう。

⑧ 聖アンセルム『ノロモロギヤン』一七二・三頁。N. Cantor, *Church, Kingship*, pp. 146 ff and p. 249.

⑨ *Ibid.*, pp. 173 ff.

⑩ Christopher Brooke, *From Alfred to Henry III*, 872-1272, p. 162; N. Cantor, *op. cit.*, pp. 259-60; *Ibid.*, *Medieval History*, p. 345. 聖アンセルム前掲書、一七四頁。N・カンターによれば、この結果、ヘンリー一世は神政君王制の理念をかなぐり捨てて、権力の基礎を神性によるのではなく、自分の行政組織に求めたとした。^⑫

⑪ N. Cantor, *Medieval History*, pp. 345 ff.

⑫ D. C. Douglas (ed.), *English Historical Documents*, 1953, pp. 422-27; C. Johnson (ed.), *Dialogus de Scaccario*, 1950, pp. 128-135; H. Hall, *Red Book of the Exchequer 1896*, pp. 808-813; G. H. White, "The Household of the Norman Kings",

T. R. H. S., Vol. 30, 1948, pp. 127-155. ホムレットによれば、この文書に記入された官職は、給料と現物給与をたがって五階級に分類されるべきを指摘してゐる。こゝより

第一 Chancellor; Stewards, Master butler, Master chamberlain, Treasurer, Constables, Chancellor は、それらのうち最高で宮廷内外で一日五シリングと現物給与、他は宮廷外五シリング、宮廷内三シリング六ペンスと現物給与である。

第二 三人の Master Dispensers, Master of writing office, Clerk of the spence of the bread and wine; Deputy chamberlain of master chamberlain. 各々二シリングと現物給与。

第三 Henry de la Pomerey and Roger D'Oilly (Assistant or deputy constables), John the master marshal, William Manduit (Chamberlain of privy purse department)。前者は宮廷内一四ペンス、宮廷外二シリングと現物給与。後者は、この二に一四ペンスと現物給与。

第四 Dispensers 宮廷外十九ペンス、宮廷内十ペンスと現物給与。
第五 小ぢぢなもので、貨金よりはむしろ食料給与。Ch. Johnson and H. A. Cronne, Regesta Regum Anglo-Normannorum, 1066-1154, Vol. II (1100-1135), Introduction を大要参照せよ。

⑥ N. Cantor, Medieval History, pp. 346 f.
⑦ N. Cantor, "The Crisis of Western Monasticism, 1050-1130," Am. H. R., 1960-61, Vol. 66, p. 51; Ditto, Church, Kingship, pp. 297-298.

⑧ West, op. cit., pp. 17-8. ロシヤは、自分のまわりに訓練した行政官(役人)の一群を持つてゐた。

⑨ J. O. Prestwich, "War and Finance in the Anglo-Norman

State," T. R. H. S., 5th Series, 1954, pp. 19-43; W. Hollister, Military Organization of Norman England, 1995, pp. 167-215; 富沢需岸『イギリス封建王制の展開について』史林四一・四一三頁、佐藤伊久男『イギリス封建制の発達過程における政治的権力構造』史学雑誌、七十四・四、十五、二二頁。

⑩ S. B. Chrimes, An Introduction, pp. 27-32. ノルマニー世治世末年までは Chamberlain, Treasury の分離、Exchequer 組織が生れてゐたことか、と云はれてゐる。

ノルマニー世の時には、本条の Chamberlain

1 Camera or Bedchamber—master chamberlain
2 Camera curie—deputies of the master chamberlain.

3 Treasury—chamberlains of the Treasury (多分 deputies of the master chamberlain) 後、ノルマニー世末年までは master chamberlain と同格の treasurer により管理。これは Treasury の重要性増大を意味する。

エクスチェカ(財務府)についての史料は、ノルマニー世の治世のはじめよりみられる(注⑩参照)。十一世紀末ないし十二世紀の初め頃のノルマニーより発展してきたものと云ふ。

Charles Petit-Dutaillis, The Feudal Monarchy in France and England, trans. by E. D. Hunt, p. 63 によれば、征服直後(earliest days of the conquest) ノルマニーより、……「チェンヌーより分離して、ウインチェスターに固定された。……(会計検査の権限が、レジャリーよりはなれて) 非常に早い時期に、チェンヌーやウインチェスターのレジャリーよりはなれて、財務府が作られた」としてゐる。しかし、とにかく、制度的に確立するのは、ノルマニー世の時代であらう。

⑪ D. C. Douglas, E. H. D., Vol. II, pp. 486-9 and pp. 569-583;

V. H. Galbraith, An Introduction to Public Records, p. 38; Dialogus de Scaccario, ed. Ch. Johnson, Introduction; G. H. White, "Financial Administration under Henry I", T. R. H. S., Vol. 8, pp. 56-78; H. G. Richardson and G. O. Sayles, The Governance of Medieval England, 1963.

史料一 ウェストミンスター修道院長のためのヘンリー一世の令状 (約1100—1116年イースタ)

二 聖トリニティ(ロンドン)のためのヘンリー一世の令状 (100—1118・五)

三 ウェストミンスター修道院長のためのヘンリー一世の令状 (1108・七一—1117) など。

四 Pipe Rolls, 31 Henry I 6-26。

⑭ N. Cantor, Crisis, pp. 53 and 66.

⑮ C. H. Haskins, "Adelard of Bath," E. H. R., Vol. xxvi, p. 497; C. Brooke, op. cit., p. 149.

⑯ H. G. Richardson, "Gervase of Tilbury," in S. Thrupp, Change in Medieval Society, p. 90; C. H. Haskins, The Rise of Universities, 1923, pp. 12 ff.

⑰ N. Cantor, Crisis, p. 53.

⑱ H. G. Richardson, op. cit., p. 90.

二 グレゴリウス改革への対応 (一)

——神政君主制理念の再確認——

グレゴリウス七世によりまきおこされたグレゴリウス改革の波は、世界支配を旨とする教皇至上権にもとづいて、皇

帝権ならびに国王権を含むあらゆる世俗権力の、教皇への従属を要求した。これの現実の政治における影響は、前節での述べた通りである。しかし、この現実の政治に対する影響もさることながら、この闘争は、多分に理念における争いという色彩をおびていたがために、つまり王権の理論的基礎に対する教皇側の攻撃、この攻撃に対抗して、世俗君主側における、自己の理論的裏付けへの要請、逆に教皇側への反撃という現象をひきおこした。そこで本節では、このローマ教皇側の絶対権に対して、世俗君主が、理論的にどのように対応したのかをのべることにする。しかし、この対応策には、国家自体の発展の度合にしたがって、二種類ある。いいかえれば、君主権が、それ自体で、その理論的根拠となりうるまでに成長していない段階においては、君主権の基礎づけに神の存在を必要とする。つまり、これまでの君主権基礎づけの理論、神政君主制理念の再確認、強化の方向が、そのひとつである。もうひとつの対応は、国家自体の世俗化が進行し、役人体制が十分に発展している場合に生れるものである。ここでは、国家の基礎をものはや神学に求めなくても、国家自体でその存在理由がみつけれら

る場合である。いいかえれば、君主の神的基礎にこだわる必要がなくなっていた場合であった。国家観自体の世俗化が行なわれるのである。本節では、まず、前者の代表的見解として、「ヨークの匿名著作家」(anonymous of York), Hugh of Fleury, Ivo of Chartres の三人を挙げて、^①神政君主制理念の再確認を説明しておく。後者の例は、次節にまわす。

ヨークの匿名著作家

十一世紀後半より十二世紀前半にかかれたこの論文では、古風な伝統的な神政君主制を支持している。著者については、G・H・ウィリアムズが、この論文は、ヨークとも、また一応著者と目されていたヨーク大司教 Gerardとも全く無関係で、むしろルーアンと関係し、とくにルーアン大司教ウィリアムズないしはその側近の一人がこの論文を書いたとして、通説を批判している。^②しかし、本稿では、一応、H・ペーマアやN・カンターの通説にしたがって、論を進めていく。^③

この「ヨーク匿名著作家」の論文は、全体のうち、少く

とも六編は、奇妙なことにグレゴリウス改革派の理念を支持したものであり、のこりの十三編の伝統的王権理念を支持したものと全く矛盾している。^④ここから、著者複教論が導びきだされるほどであった。^⑤しかし、これは、ヨーク大司教ゲラルドの立場が、途中で変化していったことと対応した現象と考えられ、ますます著者がゲラルドであることを示しているように思える。

さて、この論文の王権に対する考え方を紹介しよう。王権に関しては、二四aの論文で論ぜられているので、この箇所をやや長いものであるが引用しておく。

神の権威と聖なる教父の規定にもとづいて、国王は、神の教会内の聖なる祭壇の前で、聖別され(consecratur)、キリスト教徒、つまり主の人民、神の聖なる教会への支配権を行使すべく、聖なる油により塗油され、聖なる祝福を与えられた。……国王の権威は、神の権威である。しかし、神の権威は、自然をとおして行使されたように、国王の権威は、恩寵を通してなされた。そして、かれは、単なる一人間としてではなく、恩寵を通して、神となりキリストとなったものとして、すべてのことをなした。……本来、かくも多くのまたかくも大きな祝福をうけ、

かくも多くのまたかくも大きなサクラメントにより聖別されかつ神とされた国王より上位のものが、おらないのは当然である。

たとえ多くそして同等のサクラメントではないにしても、より大きなかつより良い祝福を受け、神により大きくかつより高く聖別されかつさざげられた人もおらない。このため国王と同等のものもおらない。それゆえに、かれは、主より塗油をうけ、恩寵により神となっているから、俗人とよばれるべきではない。かれは、聖なる教会の最高の支配者であり、主要な牧師であり、主人であり、保護者であり、教師である。またかれの同胞を支配する領主であり、すべての人々によりあがめられるに備する領主である。というの、かれは、主要なかつ最高の聖職者であるからである。司教が、かれを聖別するといつても、かれが司教より下位にあるとはいえない。なんとすれば、上位のものが、下位のものにより、聖別されるということとはたびたびおこることであるからである。^⑥

この文章より明らかなく、ヨーク大司教ゲラルドは、初期中世の、古い伝統的な神政君主制の理念を再確認したのである。国王は、塗油 (unctio) により神性が与えられ、*rex Messias est, rex sanctus est, rex christus et deus est, rex sacerdos est* ^⑦ としての国王の地位が確認された。

かくしてここでは、神の恩寵による国王理念、神政君主制理念が擁護された。

① N. Cantor, *Medieval History*, p. 321. 大陸にかんしては、W. Ullmann, *A History*, pp. 136-145 参照。ドイツの場合、最高権力を二分し、二元論 (二元論) を持たして、皇帝側は自己の地位を擁護してゐる (Ullmann, p. 138)。

② G. H. Williams, *The Norman Anonymous of 1100 A. D.*, *Harvard Theological Studies*, Vol. XVIII, 1951; R. W. Southern, *The Making of the Middle Ages*, p. 93, N. 2; N. Cantor, *Church, Kingship*, pp. 174-196, esp. p. 176.

③ N. Cantor, *Church, Kingship*, pp. 174-196, esp. p. 178; H. Böhm, *Kirche und Staat in England und Normandie im XI und XII Jahrhundert*, 1899, p. 264.

④ N. Cantor, *Church, Kingship*, p. 177 and N. 166, 167.

⑤ P. Funk, "Der fragliche Anonymous von York," *Historisches Jahrbuch*, 55 (1935), p. 251 ff.

⑥ N. Cantor, *Church, Kingship*, pp. 191-2, N. 235.

⑦ G. H. Williams, *op. cit.*, pp. 155-180.

ヒュー・オウ・フルリー

フルリー修道院は、クリュニー修道院と結びつており、かれは、その修道士であった。かれの論文は、*Tractatus de regia potestate et sacerdotali dignitate* (1101—

一二〇五^①であり、これで、保守的なクリュニの立場を強調している。グレゴリウスが世俗君主権の道徳的な性格を認めないのに反対し、社会の正しい秩序のために、君主は教会より優位におかれねばならないとした。^②さらにかれが提案した教説は、征服王家との特別な関係により、ヘンリー一世とその側近を自あてにしたものであり、またそのためその影響力も大きいといえよう。

かれは、まず、現在行なわれている国王の権威と聖職者の権威との間にみられる不和を鑑みて、両者を分けて考える誤りを指摘するためにこの小冊子を書いたことをのべる。そしてつぎに、教皇側の見解を紹介する。

われわれの時代に、国王はその起源をたどれば、神からではなく、神を無視し、高慢、強奪、不信、殺人そして最後にあらゆる罪をおかし、この世の創生期に悪魔にそのかされ、盲目的な欲望と、書くことのできないほどの無礼と無鉄砲さで、同胞を支配しようとした人々に起源を持っていた、と主張する人がいる。

とグレゴリウス七世の、ヘルマン・フォン・メッツにあて書簡をひきあいに出す。^③そして、この見解がいかにくだら

ない謬見であるかを証明する。

この見解はいかにつまらないものであるかは、『神によらない権威はなく、おおよそ存在している権威は、すべて神によって立てられたものだからである』(ロマ書十三章一)とのべている使徒の手紙より証明できる。この意見により、王の権威は、人々ではなく、神によって立てられ、この世におかれたものであることは確かである。^④

このようにして、フルリーの修道士は、伝統的な神政君主制の理念を確認する。さらに、かれは論を進め、

『この世が統治される二つの主要な権威は、国王のものと聖職者のものである』。国王であり同時に聖職者である主キリストは、最も聖なる神秘によってのみ、彼自身の人格のなかにそれら二つの権威をおびることが定められていた。

としてゲラシウスの見解を紹介してのち、

自分の王国内では、国王は、全能な父のイメージをえているようであり、司教はキリストのそれをえている。そのことから、自然の理ではなく、順序の理から、息は父に従属しているのだから、王国のすべての司教が、国王に従属しているのがみられる。あやまりではないのである。^⑤

と主張し、ここで王権と教権の二元論を明らかにし、かつ

後者が前者に従属すべきことをのべている。そのうえ、王の積極的な役割をも規定して、

国王の職務は、彼に従属している人々を誤りより正し、平等と正義の狭い道にかれらをよび入れることである。^①

として、王権の役割をのべている。

「ヨークの匿名著作家」に比べて、王権の擁護に関しては穩健であり、king-priestの理想よりは、俗権と教権の二元主義を弁護している。最後に、かれは

司教は、聖職者や人々により、教会の習慣にしたがって、えらばれようともし、国王は、いかなる理由をもってしても、暴政のごとく、選ばれた人物に、暴力をふるってはいけないし、妨害してもいけないが、しかし、正当な聖職任命式には同意を与えるべきである。……選挙後、選ばれた司教は、国王の手より、指環や杖ではなく、世俗的なものの叙任を受けるべきである。^② 大司教から、指環と杖とをうけとり、教会の序列内に、魂の救済をうけるべきである。

として、イギリスの一一〇七年の政教条約への道を開いた。このなかにも *investituram rerum secularium* とは、もちろん、国王への忠誠の誓いであったのだろう。とにかく

く、イギリスのグレゴリウス改革はこの線で落着いたのである。

① N. Cantor, *Church, Kingship*, pp. 226-234, esp. p. 228.

② Ditto, *Medieval History*, p. 321; Hans Liebeschütz, *Medieval Humanism in the Life and Writings of John of Salisbury*, 1950, pp. 41-42.

③ N. Cantor, *Church*, pp. 228-30, N. 71.

④⑤⑥⑦ Ibid., pp. 228-30.

⑧ Ibid., p. 231.

イヴォ・オウ・シャルトル

最後に、シャルトルの司教イヴォを挙げておこう。かれは、現存の社会体制は、教会法が描く社会とは全く相反し、矛盾しているが、既存の制度のほうが、書物や神学の理論より優越しているとする。さらに、現存の秩序は、世俗のなかでももちろんのこと、聖職者のなかにも多くの支持を得ているのであるから、この秩序をすてざることとは、大きな混乱をひきおこすので、思慮ある抗議と漸進的改革で、改革派の人々は満足しなければならぬと、きわめて現実肯定的な立場であった。^①

それぞれにニュアンスの差は認められるにしても、これ

らの論客は、王権が神に由来するという理念を、全力をあげて論証しようとしたのである。グレゴリウス改革の渦中ないしは熱さめやらぬ時期であってみれば、これもまたやむを得ぬことであった。

① N. Cantor, *Medieval History*, p. 321; Ditto, *Church, Kingship*, pp. 202-215.

三 グレゴリウス改革への対応 (二)

—— 国家理念の世俗化 ——

前節において、神政君主制の理念の再確認についてのべた。しかし、グレゴリウス改革の余波は、これだけでとどまらず、国家機構の整備という事実を背景にして、国家理念の世俗化、つまりセオクラシー的思考をつきやぶり、また神学的証明の彼岸において国家を基礎づけるという方向をも生みだしたのである。^①

この世俗化の最も早い例として、これはイギリスにどれだけ影響を与えたかは十分検討してみなければならぬが、ラウテンバッハのマネゴルトが、十一世紀八十年代、ザルツブルクの大司教ゲーブハルトにあてた書簡が挙げられよ

う。^② かれは、教皇側のイデオログとして、こともあろうに、人民主権理念をもって、世俗君主側の神政君主制理念に攻撃を加えた。つまり、国家権力の本源的な担い手は人民である。しかし、この権力を、人民全体で行使することはとうてい不可能ゆえ、支配者に委譲したのであるとして、ここに、人民の抵抗権を認めたのである。この理念は、教皇側にとっても危険な思想であった。なんとすれば、これを国王側が利用すれば、教皇からの攻撃の彼岸に国家をおくことになったからである。この人民主権論からする国家理念は、その世俗化の第一歩として注目すべきであろう。

第二の世俗化国家理念として挙げられるものは、後にジョン・オヴ・ソールズベリーにより発展、展開させられる政治理論^③である。これは、一一三一年ツール大司教 Hilpert ebert が、後にイギリスとフランス西半分を領土に持ち、アンジューヴァン王朝の創設者となったヘンリー二世の父アンジュー伯にあてた一書のなかにみられるのである。

あなたは、ある誓（十字軍への）をたてた。しかし、神はあなたに、一つの職務を与えた。あなたは旅をして聖者の記念物のところへいけるだろうが、職務をはたしても聖者はあなたを

おぼえているだろう。旅の成果でもって、職務の破棄をおぎなうことができるかどうかをよく考えてみたまえ。そうすれば、ただちに、楯をすて、剣を権標にかえ、すぐに出ていき、愉快な仲間に加わりたまえ。かれらは、ソロモンがいうように、旅の車中と同じく良いものである。しかし、もし、行政の成果が、これより大きく、かつ望ましいものであれば——だれもあえて否定はしないだろう——自分の宮殿にとどまり、悩んでいるものを助け、すべてがあなたのために生きるように、すべてのために生きよ。国家 (*rei publicae*) のために生きよ。そのためだけに昼夜兼行で働け。依怙蟲屑せず、差別のないことを、自分の宮廷の宗とし、法により自分を支配し、愛により家臣を支配せよ。^①

この引用文から、うかがわれるように、ツールの大司教は、世俗領主に、政治の重要性を強調している。十字軍の遠征という宗教上の奉仕よりも、伯領内における世俗社会秩序の尊厳性を強調し、それへの奉仕こそ君主最高の義務と断定し、かつ伯にこれをすすめている。もちろん大司教として、宗教の重要性を否定したわけではなかったが、力点は世俗的行政におかれ、いわば、基礎は、神政君主制理

念にのっかかりながらも、世俗的行為を強調している立場がとられている。形容矛盾かもしれないが、ここでまず神政君主制理念の世俗化が行なわれた。グレゴリウス改革の渦中を通りすぎた時期においてはじめて、正当な国家活動自体を尊厳なものとし、それ自体に意味をみいだすようになった。これは世俗化への一歩前進であろう。ここにべられている思想は、息ヘンリー二世の政治思想にも影響を与えたであろうし、ジョン・オヴ・ソールズベリーの *Policraticus* のなかの暴君殺戮論へと展開されるものである。

つぎに、一一五四年よりヘンリー二世を中心とした新君主国 (*New Monarchy*) の建設^②の下での国家の考え方を問題としたい。

- ① H・ヘルビック・樺山絃一訳『ヨーロッパ中世の人民主権理念——十一十四世紀におけるその理論——』史学雑誌七五編四号、三八頁。
- ② 前掲論文 三六頁。
- ③ R. W. Southern, *The Making of the Middle Ages*, p. 95.
- ④ *Ibidem* (P. I. 15, *Patrologia L*, Vol. 171, 182)
- ⑤ G. O. Sayles, *The Medieval Foundations of England*, pp. 325 ff.

ヘンリー二世の役人たち(Richard Fitz Nigel と Ranulf Glanvill)

さて、本節では、ヘンリー二世治下における役人体制の発展状況ならびに役人自体の性格を分析し、secular monarchy の実体を明らかにしよう。さらに、その役人のなかの代表者をつかまえ、神政君主制の亜種であるが、その著作のなかに表明されている世俗化された国家理念を析出する。

まず、具体的に、ヘンリー二世当時における役人体制の整備状況ないし、役人自体の性格を検討しておく。

一般的な状態を、S・B・クライムズの一文を借用して叙述しておけば、つぎのようになる。^①

一一八九年ごろまでに、宮廷のなかから、「国」の行政機関と「国」の役人との発達してゆくあの課程が大幅に進展した。文書部(Chancery)と財務部(Exchequer)がはっきりと独立するようになり、それぞれが、独自の機能を持つようになつた。そして、その首長である文書部長官(Chancellor)が高い地位と尊厳を持つ役人となった。そして力点は国王の使用人ということであったにしても、半ば大臣の性格を持つ、国の大官という地位を、徐々に獲得しつつあった。財務部は、この機関

の創設者のひとりだが、一一七七年ごろ著わした行政にかんする我国最初の論策である例の有名な「財務部職務教程」において詳細に説明しているように、財務行政と会計検査にかんしての賢明で巧妙な構成をもつ、規則のととのい、組織のゆきとどいた財務担当の機関となった。

この文章の前半部にのべられているchancery(書記局)は、リチャード一世時代 Hubert Walter により完成され、一一九九年から、書記局の文書にはかならず写しを残しておくことが規定された。^②これは、この局の制度的確立を示すものである。財務府についても、「ヘンリー二世の治世には、正式の部局の印章を持つ財務府が、ヨーロッパにおいて最初に分化した政府の部局となるに至つた」^③のである。この時代の発展は目ざましいものがあつた。この時代に、この府の長官 Richard Fitz Nigel によつて dialogus de scaccario(一一七九)^④があらわされたことも、これを象徴しているように思われる。この書物には、国王の政策を実行するにさいし、財務府の役人がいかなる役割をはたしたのか、またこの役人が国王の意志以外のいかなる命令にもしたがわれないという官僚的態度がしるされてお

らには、これが十分に確立していることが示されている。^⑤

この対話篇によれば、財務府は、かつてはトレジャリーであった下級財務府 (inferius scaccarium) と、会計検査院である上級財務府 (superius scaccarium) の二つからなっていた。古い方は、下級であり、主要な役人には、トレジャラー、その書記 (主任会計士であり、主任現金出納係)、そして二人の財務府のチェインバレインがいた。そのほか、前記書記やチェインバレインの助手など小役人も活躍していた。かれらは、ドゥームズデイ・ブックの保管をやったり、pipe rolls の保管をしたり、シェリフから納入された金額を示す木製の割符を管理したり、国庫についても責任を持っていた。^⑥ ドレジャラーや財務府のチェインバレインは、上級財務府にも出席した。ここには、首相格のジャスティシア、チャンセラー、コンスタブル、マーシャルなどが出席し、会計検査を厳重に行った。この上級財務府に出席する貴族を「財務府のバロン」と呼ぶ。またこの上級財務府も整備されて、下図のように席順もきまっており、シェリフからの「farm of the county」を監督した。^⑦ この席上で、シェリフは、自分の請負った金額を支払うことにな

る。まずイースタのとき、半額納入し、このとき、割符をもらう。この割符には、きずがつけられて、ひと目で、納

The clerk
of Thomas
Brown

Clerk of Consta- bury	Chan- cellor's Scribe	Chan- cellor's Scribe	Treasurer's Scribe	Treasurer
--------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------	-----------

Thomas
Brown
Sheriff
Sheriff's
clerk

10000 1000 100 20						
£	£	£	£	£	S	d

Bishop of
Winchester
Justiciar
Chancellor
Constable
Chamberlain
Chamberlain
Marshal

Clericus's qui pre- est Scriptorio	Calcula- tor	Cutter of Tallies
---	-----------------	----------------------

入金額がわかるしくみになっていた。そして残り半分は、ミカエル祭のときにおさめれた。^⑧

なお、ヘンリー二世当時になれば、トレジャラー附属の土地、つまり官職附属の土地もみいだされる。^⑨

これらが、財務府の全貌である。これらの事実からもヘンリー二世のときには、役人制度が整備されていたことが推定できる。さらに、この財務府は、毎年ミカエル祭に、*pipe rolls* (*Great rolls of the exchequer*) を作った。この文書は、古くはヘンリー一世治世三十一年(一一三〇年)のものが現存しているが、ヘンリー二世治世二年(一一五五年)以降とされることなく、作られていることから、この財務府の体制整備がおしはかられる。^⑩

つぎに、この役人体制のかなめをなす財務府、この財務府の長官、トレジャラー Richard Fitz Nigel の国家に対する考え方を、かれの著書 *dialogus de scaccario* のなかでさぐってみた。まず、彼の経歴を簡単にながめておこう。父は、ヘンリー一世の財務府の長官 Nigel of Ely であり、イリで養育され、ここで教育もうけた。そして、*clericus qui preest scriptorio* となり、一一五八年父が

買いとったトレジャラーのポストを彼に与えた。これはリチャードが二八歳の時であつたらしい。そして、一一七八年『財務府対話篇』を書き、その後は、裁判官としても活躍した。根っからの役人といつてよい。ヘンリー一世時代の Roger of Salisbury, Nigel of Ely と同様、世俗役人の経歴を持っている。^⑪

さて、かれは、その序文でつぎのようにのべている。

神によって立てられた諸権威には、全幅の恐れをもって、服従しなければならないし、また従属しなければならない。なぜなら、神によらない権威はないからである。それゆえに、主権者としての王や他の権威につかえることにより、神の諸法を維持するのと、牧師としての性格とは調和し、矛盾はしていない。……そして、われわれは、王権の榮譽が示された優秀さのみならず、かれらの地位によって国王に加わるこの世の富を擁護することによって、国王に奉仕すべきである。これにより榮譽が与えられるし、この榮譽は権威につながる。国王の権威は、気まぐれな富の消長に依存している。富を欠くものは敵の餌食になるし、富を持つものは、敵を餌食にする。この富は、いつも、法の厳格な手続によって、国王自身のものではなく、時にはかれらの国の法から、時にはかれらの心のなかにある秘密の

工夫から、時には単なる気まぐれの権力から生れるのだけれども、家臣は、国王の行為を疑問視したり、非難する権利はもたない。……もちろん、われわれは、主に、思慮分別、堅忍不拔、中庸節制、公明正大や他の諸美德でもって、王国が統治され、法律が保持されているのをしっている。またこれらの理由で、この世の支配者は、全権力をふりしぼって、これらを実施しなければならぬ。¹²

最初、聖書ロマ書十三章一やペテロ第一の手紙二章十三などを引用して、神政君主制理念を証明するときの常套句が使用されているが、世俗君主の活動、かれを頂点とする世俗的活動に全幅の信頼をよせ、これに対する役人の滅私奉公をといっている。つまり、国王を絶対視し、国家の、徳にもとづいた正しい活動に国家存在の意味をみいだし、国家理念の世俗化をおこなったのである。¹³

また、この財務府の発達は、『軍役代納金』の制度をますます促進させ、そのなかにもちろん宗教領主もいるが、封建領主への軍事的依存度を減少させ、さらに国王権の絶対化への道を一步前進せしめたのである。この国王権の強化は、国王の城郭と領主の城郭の一一五四年から一二一六

年までの比率の変化をみてもよくわかる。R・A・ブラウンによれば、一一五四年国王の城郭四九に對し、領主のそれは二二五と実に五倍も多かったのにくらべて、一二一六年には、九三對一七九と、二倍にまでさがっている。ヘンリー二世の時代における王権の拡大が如実にしめされている。

さて、ヘンリー二世の時代は、財務府の発展に特徴があるが、裁判制度の発展においてもみるべきものがあつた。まさに、D・M・ステントンのいう「アンジュヴァンの大躍進」の時代であり、E・バーカーは、この裁判制度の成長やクランドン法にみられる国家と教会の意識的な分離のなかに、近代国家の芽ばえをみつけた¹⁴。つまり近代イギリスの基本的な法コモン・ローが確立された時代であつた。¹⁵ かれは、祖父ヘンリー一世が導入した巡回裁判官制度を完成させ、私的な封建的な裁判権を破壊し、土地係争を含む民事裁判を国王裁判所に訴えさせた。¹⁶ このようにして、コートより第二の分枝——第一の分枝は財務府——民事裁判所が分出していった。¹⁷ ヘンリー二世が、これら裁判活動を十分に遂行し得たのは、徐々に増加しつつあ

る法律家の存在があったからである。これには、前提として、この当時生れつつあった学校（北フランスに多い）で研究を積んだ専門的職業法律家が、行政官として手腕を発揮し、国王の行政・裁判事務を処理していったことがあげられる。これら専門家のなかに、この司法改革の担当者（かつ、おそらく発案者）であり、ヘンリー二世治世末年には、整備された役人体制の総括者としてのジャスティンアとなった *Ranulf Glanvill*²⁰ が注目される。かれは、一六三—一七〇年ヨークシャのシェリフ、一一七三年ラソカシャのシェリフ、一一七五年再びヨークシャの元のポストにかえりさいた。このさい、国王は、かれを国王裁判所の裁判官と巡回裁判官に任命し、一一八〇年にはジャスティシアに任命し、こうしてラヌルフは国家の中核にすわることになった。この経歴からも、国王の忠実な役人としての面目が躍如としている。このかれが *tractatus de legibus et consuetudinibus regni Angliae* (1187-1189) をあらわし、この書は、ブラクトンにより克服されるまで訴訟手続に関する書物として權威を持ちつづけたのである。かれは、高級役人として、国家の存在そのものには、疑問

を感じなかったであろうし、また宗教的基礎づけにはこだわらなかつたであろう。かれは、国家理念そのものを、ジョン・オヴ・ソールズベリーのようには、正面きっては論じてない。ただ、全体として訴訟手続が詳細にのべられているにすぎないが、よく読めば、ところどころに、国王至上権—国王自体が最高の存在であるという思想—を示す文章がみられる。つまり、ある一定の領域内においては、ひとつの明確な主権者(*superior*)がいかなる境界の地域であろうと、中心部とかわらず権力を持っているという考えである²¹。グランヴィルの場合、すべての裁判は、国王より与えられたものであるゆえ、それを監督する権利は、国王に残されているとしている。言葉をかえていえば、世俗君主権による一元的支配権が認められていたのである。

この権利に関する上述の訴訟は、直接に、かつ最初に、主たる国王の法廷にもちこむ。そして、上述のように裁かれそして決裁された。しかしながら、時々、この権利に関係するある訴訟が、最初に主たる国王の法廷にはこない場合があるが、色々な種類の法廷が、権利の欠如を証明されたときは、そこからうつされるべきである。このような場合、まず州裁判所にうつさ

れ、そこから、すでにのべられた色々な理由により、主なる國王の主要裁判所にうつされるべきである。^{②③}

また、その著書の序文には、もっと明確な、國王絶対権を認める一文がみいだされる。かれは、ローマの法律學者ウルピアヌスの法諺「君主の嘉するところのものは法の力を持つ」を引用して、國王の意志は法に等しく、国内でのならばことなき権力をみとめている。ここでは、神の代理人という考えはなく、ひとつの領域内では、最高の人(Head)であるという理念がよみとれ、国家理念の世俗化が結論づけられる。^④

最後に一言つけ加えておけば、フランスでこの権利がみとめられるのは、十三世紀末であり、イギリスの早熟性が目立つ。

このようにヘンリー二世の時代における役人体制の発達は、顕著であり、次世代のリチャード一世の時には、國王が不在であっても(不在率九五%——クライムズの算定)^⑤、イギリス王国の発展は順調であった。^⑥このような役人体制の発達を背景として、王国の基礎のひ弱さを「神的基礎」に求めることにこだわる必要がなくなり、リチャード・フィ

ッツニゲルやラスルフ・グランヴィルがいうように、君主権力は絶対的であり、その存在は疑う余地のないものであるという世俗君主万能の理念が生れたのである。

これまで主として中央行政組織を主としてのべてきたが、最後に、地方行政組織とくにシェリフのことを附言して、ヘンリー二世の役人体制の確立をうかがいみておく。

ブレイ・デュータイは、W・A・モリスによりつつ、ヘンリー二世時代には、シェリフは、國王の意志により、ほとんどといってよいほど近代的な型の役人にかえられたとし、中央集権化を暗示している。

段階的に綜括すれば、一 アングロ・サクソン時代—地方大領主、二 征服後—國王より任命されたが世襲化し、大領主の手中に入る、三 ヘンリー一世—國王が信頼し、監視可能な人物にできるだけゆだねる、四 ヘンリー二世—特に一一七〇年以後、中流階級より人材を集め、國王に従属的な役人となる、とし、地方組織の中央集権化を示している。^⑦

最後に、この当時、第一級の思想家ジョン・オヴ・ソールズベリーが、これらヘンリー二世アンジュヴァン王朝の

新王國組織に直面して、どのような國家觀をいだくようになったのかを Politraticus を材料にして検討してきたい。

- ① の・B・クラウネン・川北洋太郎・小松茂夫・杉原泰雄訳『ヘキリス憲法史』日本評論社 一一〇頁。
- ② Y. H. Galbraith, An Introduction to the Use of the Public Records, 1934, pp. 15-34, esp. p. 20-21.
- ③ トランスネック・イギリス法研究会訳『ヘキリス法制史』総論篇上 一三六頁。最も古く分枝一財務府(Exchequer)の項目。Tour, Charters in Mediaeval Administration History, p. 45.
- ④ Dialogus, p. xx.
- ⑤ N. Cantor, Medieval History, p. 463.
- ⑥ Dialogus, pp. 8-14; Petit-Dutaillis, op. cit., p. 133.
- ⑦ Ibid., p. xliii.
- ⑧ Tallies の意味は H. Jenkinson, Exchequer Tallies, pp. 367-380, Archaeologia, Vol. 62, 1911; Dito, Medieval Tallies, pp. 289-324, Archaeologia, 74, 1924 を読むべきである。この書は種々な種類の文書の集合が推定される。
- ⑨ Ch. Johnson, Introd. to "Dialogus de Scaccario" p. xvi.
- ⑩ V. H. Galbraith, op. cit., p. 38; D. C. Douglas, Eng. Hist. Documents, Vol. II, pp. 569-583.
- ⑪ Ch. Johnson, Introduction, pp. xiv-xv.
- ⑫ Ch. Johnson, Dialogus, pp. 1-3.
- ⑬ W. Ullmann, A History, p. 133; Petit-Dutaillis, op. cit., p. 122.
- ⑭ W. Hollister, Military Organization of Norman England, 1965, p. 213 ff.
- ⑮ D. M. Stenton, English Justice between the Norman Conquest and the Great Charter 1066-1215, 1965, pp. 22-53; E. Barker, Church, State and Education, 1957, p. 68.
- ⑯ Helen Cam, England before Elizabeth, 1961, pp. 86-92; Dito, Law-finders and Law-makers, 1962, pp. 217-8.
- ⑰ N. Cantor, Medieval History, p. 462.
- ⑱ トランスネック・前掲書 二六六頁以下。
- ⑲ トランスネック・前掲書 三五頁・注(三)。
- ⑳ E. J. West, The Justiciarship in England, 1066-1232, pp. 54-63. これをトランスネック・前掲書 Richard de Luci の項に modest feudal 出資の Richard の國王の無類の知識が、出資の原動力となつた(同書 三八頁)。Richard de Luci the loyal 王のトランスネックを助けた王臣であった。
- ㉑ Encyclopedia Americana, Vol. 12, p. 681.
- ㉒ J. R. Strayer, The Laicization of French and English Society in the Thirteenth Century, pp. 109-110, S. Thrupp, Change in Medieval Society 所収。
- ㉓ Tractatus de legibus et consuetudinibus regni Anglie qui Glanvilla vocatur. ed. by G. D. G. Hall, Nelson Medieval Texts, 1965, pp. 136 ff.
- ㉔ Tractatus de legibus, p. 2: トランスネック・森岡敏一訳『中世法律の成立過程』四四十一・九七頁。トランスネックの反ナチ思想の源を説くものがある。
- ㉕ E. Baker, op. cit., pp. 65-6.
- ㉖ S. B. Chrimes, An Introduction, p. 35.
- ㉗ J. T. Appleby, Richard without England, 1189-1199, 1965.
- ㉘ Petit-Dutaillis, op. cit., pp. 126-7. 44 W. A. Morris, The Medieval English Sheriff, 1927 を参照してください。

ジョン・オヴ・ソールズベリーの王権理念

ジョンは、おそらく中位の社会層出身の牧師と考えられ、一一三〇年代後半より一一四七年まで、シャルトルやペリの新興の学校で教育をうけたのち、カンタベリー大司教のクーリアに入り、しばらくはカンタベリーで、一一五〇—三年には、ローマで、教皇の書記ないし教皇庁づめの大司教使節として活躍した。その後一一五三ないし四年に、帰英し、大司教の有能な書記として働き、ベケットとともに亡命、かれ暗殺後は、シャルトルの司教となった。その間に、カノン法やユスチニアヌス法典の手ほどきをうけていたと思われる^①。本節でとりあげる Poliraticus 『政治家の書』^②がかかれたのは、一一五九年であり、アンジュヴァン世俗国家がまさに建設途上であり、権力の大きさを痛切に感じたときにかかれたものであり、その書物は、当時王国の中枢にいた Chancellor トーマス・ベケットにささげたものである。また、アウグスチヌスの『神の国』以来の最初の本格的な国家論であり、したがって、グレゴリウス改革後の国家観を理解するうえで、重要な意味がある。そこで、この書物を分析することは、十二世紀後半の、つま

り、アリストテレスの政治学導入後、神学的証明を超越した新国家観、国家自体の道徳的性格を肯定する世俗的国家観が成立するが、それ以前の、国家観を明らかにすることになる。

通説によれば、ジョンは、包括的なキリスト教的な共和国 (respublica christiana) を想定した。これは、かれによれば、ラテン・キリスト教圏と同一のものであり、全信者の団体でもあった。そして、この頂点には国民や王国を超越する教皇をおき、教皇の法は、無条件の服従を要求するものとした。さらに君主の剣を振るう権力は、聖職者の手より受けとるべきものであり、したがって、君主の主要任務は、悪の撲滅にある。この目的実現のため統治しているとき、その支配者は、神性の化身 (the image of divinity) となり、さらに国王の意志は、神の法に依存していたのであり、王権の、神からの由来を明らかにしている^④。まさに、ジョン・オヴ・ソールズベリーは、十二世紀における政府に関する教権的理念の代弁者、つまり、グレゴリウス派の代表者であった^⑤。

もちろん、ジョンのポリクラーティクスのなかに流れる思

想は、国家が、上位にある教会に奉仕すべきであるという伝統的な教権制の理念であった。そして、これはまた否定できない事実であろう。しかし、大切なのは、ローマで活躍して、おそらく、教権制的な政治思想以外は知らなかったであろうかれが、イギリスの国家の現実に直面したとき感じたおどろきであり、それに由来する国家観の修正であったのである。^⑥ たとえばブラックマンがいうように、ジョンのポリクラティクスは、ノルマン人がもたらしたものの、つまり、限定はされているが、中央集権化された王国という新しい体制を、理論的に組入れたものとして把握できないのだろうか。^⑦ したがって、このような視角から、『政治家の書』を分析して見る必要があるようだ。

そこで、次には、このような観点より分析しよう。

ヘルビックによれば、ジョンは、Policraticusのなかで、支配者は、人民の同意かあるいはまた神的な任命によって、職務に就きうるとして……^⑧ 人民の主権的権利の承認は、教会の地上権力に対する優越の強調と結びついている^⑨とし、ジョンのなかに流れている人民主権理念を認めている。^⑩ またホイジンガも、その講演「前ゴシック精神

の人ソールズベリーのジョン」のなかで「君主は——彼はこどもも古代哲学者の口吻を真似ていますが——法律を尊重し、彼が自らそのしもべであろうと思う民衆の意志に従って統治を行う。彼は、個人の形で現わされた公けの権利であり、あたかも神の権威の現世的模像のようなものでした^⑪」とのべられており、人民を、国家理念の中に導入している。もちろん、国王と国民の契約とか、国王に無関係な団体とかの考え方はしておらなかった。^⑫

以上のように、人民を考慮に入れているかと思えば、他方「すべてのことは、君主のみの思慮分別によって決裁されねばならない^⑬」として、『財務府対話篇』の著者と同じことを主張し、世俗君主権の絶対性を強調している。^⑭

このように複雑に思想が入りまじっているので、もう少しまとめて、J・ディキンソンに即して、ジョンの王権理念を整理すれば、つぎようになる。

かれは、国王の性格をつぎのように規定する。つまり

一 国王は、キリスト教的共和国 (Commonwealth) の代表者である (五章二、五四〇—一頁: J. P. Migne, *Patrologiae*, Tomus 199, Joannes Saresberiensis) 二 国王は、この国の

共通の利益の管理者であり、公的性格をおびている（四章二、五二四―五）、三 国王は、人民の下僕として自分自身を考へねばならない（四章一、五二一―四）、四 国王は、官職保有者であり、彼の行動は、自分自身のものではなく、国王がそのなかに立つ *Universitas* ないしは、組織化された共同体のものであった（五章四、五四四―八）のであり、これらの考え方は当時復活しつつあったローマ法思想と同列に考へられ、人民の代表者としての、かつ僕としての国王理念であった。この思想は、次世紀には、最もオーソドックスな思想となっていく。^⑭ さらに、五 国王の權威は、肉や血より生れるのではない。なんとすれば、王権の授与にさいしても、祖先への尊敬は、長所や美德を圧倒しないのである（四章三 五一六―八）として、国王の世襲権を否定し、国王は、人民出席のもとに選出されるべきであるとしている。^⑮ さらに暴君 (*tyrant*) は、殺害してもよいという *tyrannicide* の思想の持主でもあり、人民の反抗権も認めている。^⑯ ジョンは、このような国家理念の世俗化のひとつの表現である人民主権論理念のような主張をしているかと思えば、また別のところでは、一 君主は、この世における神の化

身（四章一、五二一―四）であり、二 統治する権利 (*Ministry*) は、人民によるのではなく神によって与えられるとして、^⑰ 全權威は、神に由来する。君主が持っている權威は、それゆえに神からであって、かれは、常に従属した手を通じて、それを行使した”（四章一、五二一―四）、三 君主の權威は、悪を罰し、善をたたえるために神によって作られたものであり（四章二）、四 君主は神の支配により、共和国の頂点におかれたものあり（五章六、五四八―五四）、五 かれは神のみに従属し、この世においては神を代表し、その職務を執行する聖職者に従属している（五章二）として、国王を神の代理人と考へている。さらに、国王の義務を長々と論じている。実にポリクラテイクスの大部分は、この国王の義務について論じたものといつてよいほどである。たとえば、国王は、自分の臣下の安寧と安全のため必要なことをすべて行い、臣下にとつて父であり夫であるべきであり（四章三）、役人の悪行を抑圧し（五章十）、公けの安寧の手段処理に全責任を持ち（六章二―四）、自分の統治する全共同体には、いかなる不幸なものがおらないように支配すべきである（六章六）とし、オット大帝即位式の誓約と類似した

見解をのべており、ここには、人民主権論とは別の、いわば、近代になればこれとは相対立する、国王権の *Paternalistic* ⑩ 的な性格がのべられている。しかし、ともかく、両者を通じて共通し、強調されていることは、国王は善政をひかなければ、退位を強制されてもしかたがなく、かつ善政を条件に、息子への相続権がゆるされ、人民の安寧、平和維持、正義の確保を保証しなければ、暴君として排斥され、またその善政をひくための国王の義務がかれの著書の大部分を構成しているなど、国王の倫理的・道徳的行為に力点をおいていることであろう。つまり、グレゴリウス七世のように国家を悪なるものとして否定しさらに、基礎には、神の存在をおきながらも、国王は、善政、いいかえれば倫理的活動を追求するときには、それ自体で存在理由を持つことを肯定しているようである。いわば、国家は最高善を追求するがゆえに、最高の共同体であったアリストテレスの国家観に一步近づいたものといえよう。

ジョンは、このように矛盾し、中世後期には、その調整に苦心をするであろう、種々な王権についての考え方を、披瀝している。つまり、この当時の中世人が懐きうるすべ

ての政治理念をひとつにまとめて、叙述しているのであり、後世になれば、これらの理念は、それぞれ別の道をたどり、相対立する立場を持つようになるのである。⑪

かれのなかには、このように、教皇の至上権をとなえてみたり、王権の重要性を指摘してみたり、人民の存在に注意を向けてみたりして、混乱していたのであるが、この混乱のなかに、彼本来の信念の動揺がみられるといつてよからう。⑫ つまり、一一五三年までフランスやローマで活躍し、教皇庁とつながりを持っていたジョンは、教皇庁公認の政治理念に多大の影響をうけていたと考えてよからう。このかれが、一一五三年に帰英し、目のあたりに、一一五四年より始まったヘンリー二世治下での強力な新国家の建設、自信あふれるアンジュヴァン国家体制を観察し、イギリス社会は教会の指導ではなく、政府に指導されており、さきへのべた法制度、財政機構を通じて、人民たちの意志を強制し、領主、司教、騎士、農民などすべてが、王権を軸にして動いている現実を直視したとき、この動きからかれは自由ではなかったと考えてよからう。つまりこの現実におかれて、王権の重要性、『財務府対話篇』と同一視される

世俗君主権の評価、ヒルデベルトのいう世俗的な行政の重要性を認めざるを得なくなっのではないかと思われる。つまり、N・カンターがのべるように、伝統的な教権の理念にせいながらも、国家の目的は真理を認知し、行徳を報いることであるとして、いかえれば、国家の目的を徳の追求にもとめ、これをしているときには、国家はそれ自体で存在理由を持つことを認めたことに他ならない。これは、悲観的なアウグスチヌス的な国家観からのさざやかな離反の第一歩といえよう。

くりかえすが、この意味で、ジョンは、中世高期における政治上の変化——世俗君主制の成長——に直面し、これと妥協した最初の教会派政治理論家といえよう。伝統的な教権制的な国家観をすてぎれず、そうかといって、新興の社会の指導者、世俗君主をも無視できず、両者を、調和して、国家に道徳的性格を附与したかれの解決方法は、中世より近代への転換の第一歩と考えられよう。^②

次世紀には、アリストテレスの政治学が導入され、この国家理念の世俗化が大いに促進されるが、まさにかれは、この素地をなしたものといえる。

① Introduction to "The Letters of John of Salisbury, Vol. I, The Early Letters (1153-1161)," ed. by W. T. Miller and H. E. Butler and revised by C. H. L. Brooke, Nelson's Medieval Texts, 1956, pp. xii-xxiv; Encyclopedia Americana, vol. 16, p. 164; Ch. Petit-Dutaillis, *The Feudal Monarchy*, trans. by E. D. Hunt, p. 119.

② ハイジンガ・里見元一郎『文化史の課題』文明研究所シリーズ4、昭四十四年、ノールスメリッシュ、一九三三年、一二二頁。

③ N. Cantor, *Medieval History*, p. 392.

④ W. Ullmann, *A History of Political Thought: The Middle Ages*, p. 115 n and pp. 121-124; Petit-Dutaillis, op. cit., p. 120; Hans Liebeschütz, *Medieval Humanism in the Life and Writing of John of Salisbury*, 1950, pp. 40-44, and pp. 45-62, 等等 Liebeschütz がなされた『ノールスメリッシュ』はタン・リッウス七世派の代表著である。P. Gennrich, *Die Staat- und Kirchenlehre Johns von Salisbury*, Gotha, 1894 を結論づけよう。

⑤ W. Ullmann, *A History*, p. 124; Petit-Dutaillis, op. cit., p. 120; L. Wanlass, op. cit., p. 113.

⑥ N. Cantor, *Medieval History*, p. 392.

⑦ A. Brackmann, "Die Wandlung der Staatsanschauungen in Zeitalter Kaiser Friedrichs I", *H. Z.*, p. 7.

⑧ ヘルビック・前掲訳論文、四〇・四二頁。

⑨ ハイジンガ・前掲書、一三六頁; Poliericus, IV, I.

⑩ Petit-Dutaillis, op. cit., p. 122.

⑪ Ibidem.

⑫ John Dickinson, "The Medieval Conception of Kingship

and Some of its Limitations as developed in the Policraticus of John of Salisbury', *Speculum*, Vol. 1, 1926, p. 312. ローマ法に於ては、皇帝の權威は、ローマ人民が彼に權威を附与したるに基つてつゞる。中世のローマ法注釈者 (glossator) たはちも、皇帝を人民の代表者 (representative) なりし代理者 (vicar) と呼んでゐる。

- ⑳ Dickinson, op. cit., p. 313; O. Gierke, *Pol. Theories*, p. 122.
 ㉑ Dickinson, op. cit., pp. 315-6.
 ㉒ Ibid., pp. 325-335; R. W. and A. Carlyle, *A History of Medieval Political Theory in the West* ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ は (反抗権) 封建思想の由来については、
 ㉟ Ibid., p. 313; C. H. McIlwain, *The Growth of the Political Thought in the West*, 1932, p. 321.
 ㊱ Ibid., pp. 319-20; A. Brackmann, op. cit., p. 7, "der" princeps "in dem besonders eindrucksvollen 4 Buch ist entsprechend der theokratischer Anschauung des Johannes frühmittelalterlich bestimmt."
 ㊲ C. H. McIlwain, op. cit., pp. 320 f
 ㊳ Dickinson, op. cit., p. 314; O. Gierke, op. cit., p. 146, N. 140 and 141.
 ㊴ Dickinson, op. cit., p. 314; Haus Liebeschütz, op. cit., p. 6; C. H. McIlwain, op. cit.
 ㊵ Dickinson, op. cit., p. 335-7.
 ㊶ N. Cantor, *Medieval History*, p. 393.

あとがき

中世初期、グレゴリウス大教皇によって執拗につづけられた西欧のキリスト教化は、ようやく中世中期になって、民衆自体をもつかまえる程度にまで発展し、グレゴリウス改革なり、十字軍運動なりの、宗教運動の前提をなすにいたつた。これは、政治理念の分野においても反映している。教界と俗界との協力関係をうたい文句にした初期の神政君主制の理念は、キリスト教化の進展に比例して生れた教権的理念により破壊されてしまった。その結果、これまで神を權威の基礎にもつていた君主は、悪魔を權威の基礎にすえられるようになった。これがグレゴリウス改革とよばれる改革運動であるが、この宗教運動(政治的色彩を帯びている)は、世俗君主制に二つの反撥をよびおこした。これには、微々たるものではあるが、学校の成長による俗人教育の向上や世俗君主側の背後にある国家体制、より具体的には役人体制の発展を前提として、一方では、神政君主制理念の再確認、他方では、国家理念の世俗化(その一つは、人民主権論、もう一つは、神政君主制の亜種ともいへべき國王主権なりし世俗君主権の肯定)が行なわれ、宗教色豊かな中世社会の中に、これと相反する世俗化の動きがみられるように

なった。この世俗化の動きこそ、近代化の動きであり、とくに十三世紀になれば、より顕著になってくる。^①

政治理念の上においても、十三世紀になれば、アリストテレスの政治学が導入され、文字どおり神学的証明の彼岸にある、*「もろもろの共同体のうち最高のもので、その目的として最高の善を求める国的共同体」*^②としての国家理念が西欧社会に迎え入れられたのである。本稿第三章で分析した世俗化の動きは、この導入の素地をなしたといつてよい。

イギリスの国家理念を論ずるには、神政君主制の世俗化だけではなく、ノルマン征服以後導入された新理念、封建

王制の理念——これは立憲主義 (constitutionalism) につながる——を問題にしなければならない。本稿では、ただ神政君主制の理念の面のみを分析し、封建王制の理念との絡みあいは、今後の課題として残しておく。

① Strayer, *The Laicization of French and English Society in the Thirteenth Century* 参照。H. G. Richardson, "Oxford Law School under John", *L. Q. R.*, 57 によれば、*シモン王* 時代には、学生はオックスフォードで普通法 (コモン・ロー) を学んでいたと云う。また F. Pegues, "The Clericus in the Legal Administration of Thirteen-Century England," *E. H. R.*, 1956, 529-559, 参照。

② アリストテレス・山本光雄訳『政治学』岩波文庫、七頁と三一頁。

(日本学術振興会奨励研究生)

ried on with *Si-fan* 西番; before the 20th of *Hung-wu* 洪武 around in *Szŭ-ch'uan* 四川, *Kuei-chou* 貴州 and *Yün-nan* 雲南 was its center, and after the time it was shifted to *Shan-si* 陝西. In the 26th of *Hung-wu* the system of 'Chin-p' ai-sin-fu' 「金牌信符」 was established, by which about one milion *Chin* 斤 of *Pa-ch'a* 巴茶 in *Szŭ-ch'uan* should be brought to three *Ch'a-ma-szŭ* 茶馬司 in *Ho-chou* 河州, *T'ao-chou* 洮州 and *Si-ning* 西寧 by *Chün-fu* 軍夫 every three years, and was exchanged for about 14,000 horses; which had been continued till it was stopped in the 14th of *Chêng-t'ung* 正統. This is so-called *Kuan-yün* 官運, which explains that tea and horse trade in the early *Ming* was under the strong controll of government.

Since *Ch'êng-hua* 成化, however, the production of *Han-ch'a* 漢茶 in *Shan-si* 陝西 developed tremendously, which was brought to the *Ch'a-ma-szŭ* by merchants after the 3rd of *Hung-ch'ih* 弘治, that is, there began the so-called *Shang-yün* 商運. after that year, the 1st of *Chêng-tê* 正德, the way of 'Kuanshang-tuifên' 官商對分 was established, which means that a half of tea which arrived at the *Ch'a-ma-szu* 茶馬司 was given to merchants who were admitted to sell by themselves. This way pressed indirectly the regular tea and horse trade, and better tea or horses were occupied by the hands of merchants; which became the important object for *Mai-chieh* 買解 of *Pei-yung* 備用 horses recognized officially since the 2nd of *Chêng-tê* under the system of *Min-chien-tzu-mu* 民間孳牧 in inland.

The Gregorian Reform and the Secularization of the Monarchy-Conception in England

—From the Theocratic Monarchy to the Secular Monarchy—

by

Toshiaki Suzuki

The conception of the monarchy in the early medieval ages was the theocratic monarchy or royal theocracy, based on the friendly relationships between kings and churches because of offering the latter's services to the royal administration on the one hand and of the illiteracy of lay society on the other hand. In England Edward the Confessor's and Conqueror's regime were typical of this monarchy. But in the latter half of the eleventh century this theocratic kingship was attacked

by the Gregorian Reform which insisted that the monarch was not derived from God, but from men who had been ignorant of God. On the side of kings two kinds of expressions of the criticisms against this radical Gregorian attack may be considered.

The first of the direct criticism against this attack was one by Anonymous of York, Hugh of Fleury and Ivo of Chartres, who took the reactionary position expatiating on the early medieval tradition of the theocratic kingship.

The second criticism appeared in and after the investiture contest, namely in the reigns of Henry I and II, and was based on the secular bureaucratic attitude which knew no sanction beyond the king's will (Richard Fitz Nigel and Ranulf Glanvill) on the one hand and on the philosophical attitude which admitted the moral qualities of the state along with the traditional hierocratic theory (John of Salisbury) on the other hand. This secularization of monarchy-conception was, I think, forced by the secularization of the monarchy itself after the end of the Gregorian Reform.

Fishing and Hunting People and Reindeer-breeding in Siberia

by

Shinji Saitô

A nomadic people is divided roughly into two groups; one who breeds horses, sheep and others in the arid region, the other reindeers in the frigid zone. These two groups have the fundamental difference; the former, contiguous to the humid region or oasis, has the relation to agriculture, and the latter, separated from the agricultural region, to fishing and hunting. In tundra and taiga, the original culture was formed on the basis of hunting of wild reindeers and fishing on the sea and river. Even after the commencement of reindeer-breeding, this cultural pattern did not change in substance. The reindeers had a marked tendency to be bred as a burden or draft animal in taiga and as a supplement for hunting and fishing in the tundra belt. The way how reindeer-breeding is originated has been largely unknown, but according to the Soviet ethnologists it is within the range of possibility that its origin in the southern Siberia under the influence of cattle-breeding in the arid region. The culture in the central Asia